

# 介護保険事業

## あわら市の介護保険サービス事業者一覧

【お問い合わせ先】

坂井地区広域連合

介護保険課

電話 9 1-3 3 0 9

事業所名	所在地	電話番号	介護予防支援	居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	福祉用具貸与	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設	
あわら地域包括支援センター	あわら市市郷三丁目1-1 あわら市役所内	73-8046	●																						
なるぎSTEP	あわら市二面2-211	77-2242																	●						
訪問看護ステーションなるざリハサービス	あわら市二面2-301	77-2282					●																		
リハビリスタジオ なるざの森	あわら市二面2-301	77-2251							●																
なるざケアプランセンター	あわら市二面2-301	77-2239		●																					
グループホーム とものおい	あわら市二面2-302	77-2261																					●		
あわら複合ケアサービス	あわら市二面2-302	77-2282																					●		
湯の町メロン苑	あわら市二面42-20	77-1288										●													●
湯の町メロン苑デイサービスセンター	あわら市二面42-20	77-1288																		●					
芦原メロン苑ホームヘルプサービス	あわら市井江葎50-18	78-7880			●																				
芦原メロン苑ケアプランセンター	あわら市井江葎50-18	78-7880		●																					
芦原メロン苑デイサービスセンター	あわら市井江葎50-18	78-7880							●																
芦原メロン苑	あわら市井江葎50-18	78-7880									●				●										
地域密着型特別養護老人ホーム 芦原メロン苑	あわら市井江葎50-18	78-7880																							●
ケアハイツ居宅介護支援事業所	あわら市横垣18-11	77-3600		●																					
ケアハイツヘルパーステーション	あわら市横垣18-11	77-3600			●																				
ケアハイツ芦原	あわら市横垣18-11	77-3600												●											
あわら聖徳園	あわら市田中々3-25-7	78-7177																			●				
グループホームあわら聖徳園	あわら市田中々3-25-7	78-7177																				●			
坂井地区医師会訪問看護ステーション	あわら市東善寺5-27坂井地区医師会館	73-5377					●																		
坂井地区医師会ヘルパーステーション	あわら市東善寺5-27坂井地区医師会館	73-8390			●																				
坂井地区医師会デイサービスセンター	あわら市東善寺5-27坂井地区医師会館	73-8710							●																
坂井地区医師会居宅介護支援事業所	あわら市東善寺5-27坂井地区医師会館	73-8720		●																					
あわら病院訪問看護ステーション アイリス	あわら市北湯238-1	79-1212					●																		

# 介護保険事業

事業所名	所在地	電話番号	介護予防支援	居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	福祉用具貸与	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設	
デイサービスうたね	あわらし北湯276号123番地	76-7146								●															
ウエルネス木村	あわらし自由ヶ丘2丁目15-23	73-7788								●		●		●									●		
訪問介護事業所ケアサービスつるかめ	あわらし市姫2-1-10	73-8418			●																				
(株)川崎家具介護事業部	あわらし市姫2-18-9	73-0037							●																
ナイスケア木村居宅介護支援センター	あわらし市姫3-23-4	73-5602		●																					
ナイスケア木村	あわらし市姫3-23-4	73-5678								●		●				●									
コンフォガーデン木村	あわらし市姫3-24-8	73-3335										●		●											
みんなの家 大溝	あわらし大溝3-4-32	73-8555								●															
ショートスティみんなの家	あわらし大溝3-4-32	73-8555										●													
ハスの実ヘルパーステーションともし	あわらし大溝2-25-1	73-3100			●																				
県民せいきょう小規模多機能ホーム金津きらめきハウス	あわらし大溝3-11-7	73-4165																				●			
県民せいきょう金津きらめきグループホーム	あわらし大溝3-11-7	73-4165																					●		
あわらし金津雲雀ヶ丘寮デイサービスセンター	あわらし春宮3丁目28-21	73-0144								●															
あわらし金津雲雀ヶ丘寮	あわらし春宮3丁目28-21	73-0144										●		●	●										
あわらし金津雲雀ヶ丘寮居宅介護支援事業所	あわらし春宮3丁目28-21	73-5445		●																					
あわらし金津雲雀ヶ丘寮訪問介護事業所	あわらし春宮3丁目28-21	73-5445			●																				
加納老健	あわらし花乃杜1-2-39	73-1001											●			●									
加納居宅介護支援事業所	あわらし花乃杜1-2-39	73-5001		●																					
加納訪問サービス	あわらし花乃杜1-2-39	73-5001					●	●																	
加納デイケア	あわらし花乃杜1-2-39	73-5001									●														

※介護保険サービス事業所の情報は令和6年9月1日現在のものです。事業所からの届け出により随時更新されます。  
最新情報については、坂井地区広域連合のホームページで必ずご確認ください。

# 介護保険事業

---

## 高額介護（介護予防）サービス費

介護保険サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、月々の負担の上限額が設定されています。1ヵ月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。

### 【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 73-8022

坂井地区広域連合 電話 72-3305（代表）

# あわら市の高齢者福祉施設・住まい

## 高齢者の住まい・中間施設等

※受けられるサービスは施設によって異なりますので、各施設へお問い合わせください。

### (1) 有料老人ホーム

自立の方から要介護状態の方まで入居できる民間の高齢者向け住まいです。介護保険の適用の有無、サービス内容に応じて、介護付、住宅型、健康型の3つのタイプがあります。介護サービスを受けられるのは住宅型と介護付です。

名 称	住 所	電話番号
株式会社ケアハイツ ケアハイツ芦原	〒910-4113 あわら市横垣 18-11	77-3600

### (2) サービス付高齢者向け住宅

単身高齢者、高齢者夫婦世帯が安心して居住できる住まいです。必須サービスとして、ケアの専門家が少なくとも日中建物内に常駐し、状況把握（安否確認）サービスと生活相談サービスを提供することとなっています。一般的に、介護保険上の「居宅」の扱いとなりますので、介護保険を利用して居宅サービスなど外部サービスを利用しながら生活します。

名 称	住 所	電話番号
(福) 坂井福祉会 コンフォガーデン木村	〒919-0621 あわら市市姫三丁目 24-8	73-3335

### (3) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

家庭環境や住宅事情等の理由により、自宅での生活が困難な高齢者等が無料又は定額な料金で入所し、食事や入浴等の日常生活上の必要なサービスが提供される老人福祉法上の施設です。

名 称	住 所	電話番号
(福) 緑進会 ニコニコ村	〒910-4112 あわら市井江葎 50-16	78-4700
(福) 坂井福祉会 ウエルネス木村	〒919-0604 あわら市自由ヶ丘二丁目 15-23	73-7788

# あわら市の高齢者福祉施設・住まい

## (4) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症である方の共同生活の住居であり、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話等を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにする施設です。

対象者は、65歳以上の介護認定の要支援2及び要介護1以上であって、認知症が比較的安定状態にある方です。

名称	住所	電話番号
有限会社なるぞ グループホームとものいえ	〒910-4103 あわら市二面2丁目302	77-2261
(福) 聖徳園 グループホーム あわら聖徳園	〒910-4124 あわら市田中々3-25-7	78-7177
(福) 坂井福祉会 ウエルネス木村	〒919-0604 あわら市自由ヶ丘二丁目15-23	73-7788
福井県民生活協同組合 県民せいきょう 金津きらめきグループホーム	〒919-0628 あわら市大溝三丁目11-7	73-1165

## (5) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

原則、65歳以上の入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の身体介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする介護保険上の施設です。

対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、かつ在宅介護が困難な介護認定要介護3以上の人です。ただし、特例入所ができる場合がありますので、詳しくは地域包括支援センターにお問い合わせください。

名称	住所	電話番号
(福) 緑進会 芦原メロン苑	〒910-4112 あわら市井江葎50-18	78-7880
(福) あわら市社会福祉協議会 あわら市金津雲雀ヶ丘寮	〒919-0632 あわら市春宮三丁目28-21	73-0144
(福) 緑進会 湯の町メロン苑（地域密着型）	〒910-4103 あわら市二面42-20	77-1288
(福) 緑進会 芦原メロン苑（地域密着型）	〒910-4112 あわら市井江葎50-18	78-7880

# あわら市の高齢者福祉施設・住まい

## (6) 介護老人保健施設

病状が安定期にあり、入院治療する必要はないが、主として心身機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援を必要とする要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする介護保険上の施設です。

対象者は、65歳以上の介護保険法における要介護認定者で施設のサービスを必要とする方です。

名 称	住 所	電話番号
医療法人至捷会 ナイスケア木村	〒919-0621 あわら市市姫三丁目 23-4	73-5678
医療法人泉寿会 加納老健	〒919-0633 あわら市花乃杜一丁目 2-39	73-1002



# あわら市の高齢者福祉施設・住まい

## 住宅セーフティネット制度

将来、増加が見込まれる高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者等の住宅確保要配慮者のための住宅セーフティネット機能の強化や、空き家等の増加に対応するため、民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や登録された住宅の改修、入居への支援措置等を内容とする制度があります。

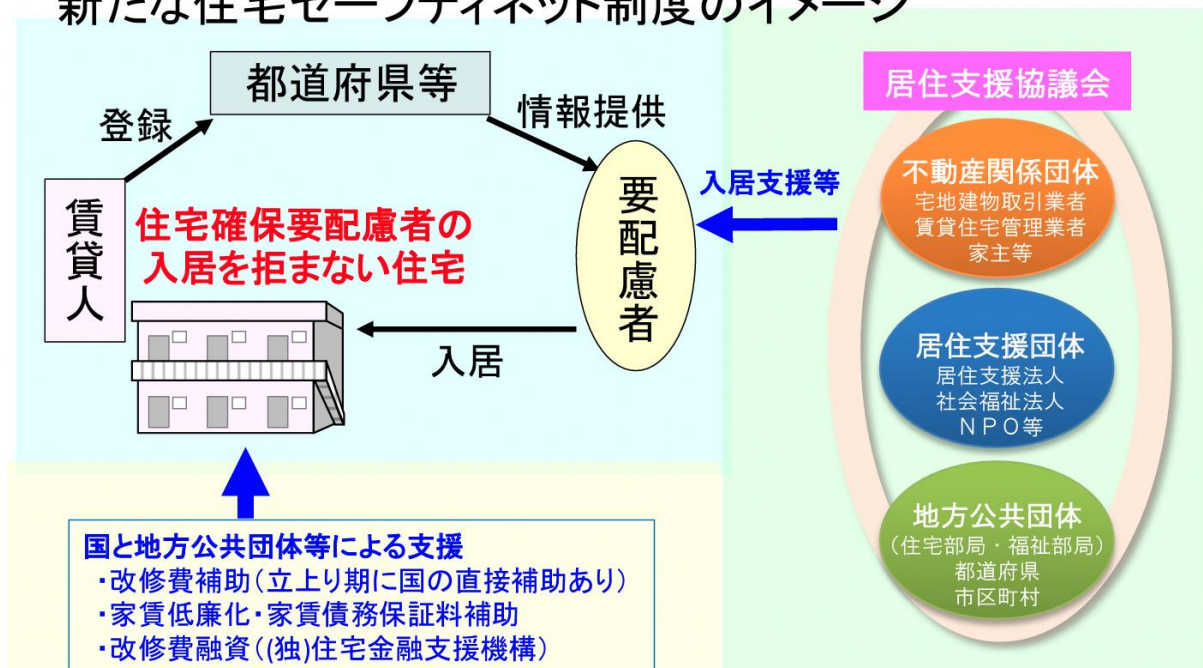
この制度は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)」の改正により創設されました。

住宅セーフティネット制度の枠組みには、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修、入居への経済的支援、③住宅確保要配慮者のマッチング、入居支援があります。

この制度を利用する上で住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)を探すことや福井県内の住宅確保要配慮者居住支援法人(次ページ参照)の紹介をしますので、詳しくは福井県のホームページや福井県建築住宅課住宅計画グループにお問い合わせ下さい。

なお、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)は、「セーフティネット住宅情報提供システム(<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>)」で検索が可能です。

## 新たな住宅セーフティネット制度のイメージ



### 【お問い合わせ先】

福井県建築住宅課 住宅計画グループ 電話20-0505

# あわら市の高齢者福祉施設・住まい

## 住宅確保要配慮者居住支援法人（福井県） 一覧

※詳細な内容や最新の情報については、各法人にお問合せください。

	法人名	業務区域	対象者	業務内容	電話番号	業務時間
1	特定非営利活動法人 まちかど保健室you 福井市二の宮3丁目4-14 2F	福井市	低額所得者、高齢者、子育て世帯、保護観察対象者、生活困窮者	入居相談、不動産店への同行又はコーディネート等、見守りや相談事業	65-6984	9時から16時 (土、日、祭日を除く)
2	㈱ケア・フレンズ 福井市松本2丁目25-16	福井市	高齢者、障害者	入居相談、不動産店への同行、入居立会い、生活相談、見守り（安否確認）、空き家管理、自費サービス（買い物、院内同行他）	27-5816	10時から16時 (土、日、祭日を除く)
3	㈲あいぜん 越前市広瀬町131-23	福井市、鯖江市、越前市、南越前町、越前町	低額所得者、高齢者、生活困窮者	入居相談、引越し支援、生活相談、空き家管理、遺品整理、生活用品の無料配布等	0778-21-1782	9時から17時 (日、祭日を除く)
4	㈱三玄 福井市大宮6丁目17-35	福井市、坂井市、あわら市、勝山市、大野市	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、生活困窮者	介護専門の住宅の情報提供、入居相談、引越し支援、生活相談、生前整理、見守り（安否確認）、住宅改修相談	63-6039	9時から17時 (土、日、祭日を除く)
5	丸岡土地開発㈱ 坂井市丸岡町東陽1丁目25	坂井市、あわら市	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人、児童虐待を受けた者、DV被害者、犯罪被害者等、生活困窮者	入居相談、入居後の見守りサービス、入居者の生活に必要なネットワークづくり等	67-0299	9時から17時30分 (日、祭日を除く)
6	㈲あんしん村グループ 福井市北四ツ居2丁目7-17	福井市	高齢者、子育て世帯	入居相談、情報提供、不動産業者への同行、入居後の定期的な訪問等の見守り事業、居住支援に関する活動・取り組みへの参加等	54-2931	10時から16時 (土、日、祭日を除く)



# あわら市の医療制度・在宅医療

## 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人(一定の障害と認定された場合は65歳以上)がそれまでの健康保険に代わって加入する医療保険制度です。

制度の運営は、県内すべての市町が加入する「福井県後期高齢者医療広域連合」が行います。市は、保険料の徴収や各種届出・申請の受け付けなどの窓口業務を行います。

### 対象者

- (1) 75歳以上の人(全員)
- (2) 65歳から74歳までの人で、一定の障害の状態にあると認定を受けた人  
(任意加入になりますので、市町の担当窓口で申請が必要です。)

※ただし、いずれも生活保護受給世帯の人を除きます

### 保険証の提示方法

医療を受ける場合には必ず病院などの窓口に保険証を提示してください。

保険証は、被保険者一人ひとりに後期高齢者医療保険証を交付していますが、令和6年12月2日から保険証が廃止され、マイナ保険証に移行されます。

※マイナンバーカードを保険証として利用登録されていない人は、マイナ保険証の登録手続きをお願いします。詳細については、あわら市市民課窓口グループ(73-8014)にお問い合わせください

### 詳細について

収入や世帯の状況によって、医療費の窓口負担割合が変わります。

その他、届出方法や保険料、給付内容などの詳細については、あわら市または福井県後期高齢者医療広域連合にお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

あわら市 市民課 保険年金グループ 電話73-8015  
福井県後期高齢者医療広域連合 電話54-6330

# あわら市の医療制度・在宅医療

## 高額療養費制度

同じ月内の医療費の負担が高額となり、自己負担限度額を超えた場合、限度額を超えた分が高額療養費としてあとから支給されます。

医療機関の窓口での支払いは、「限度額適用認定証」もしくは「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで自己負担限度額までで止めることができます。保険証の提示だけで自己負担限度額で止まる人もいます。

交付を希望する場合は、各保険者にお問い合わせください。

※高額療養費制度は、原則として診療月の翌月1日から2年を経過すると時効となり、申請できなくなりますのでご注意ください。

### 【お問い合わせ先】

国民健康保険について	あわら市 市民課 保険年金グループ	電話 73-8015
後期高齢者医療保険について	福井県後期高齢者医療広域連合	電話 54-6330
	あわら市 市民課 保険年金グループ	電話 73-8015
協会けんぽについて	全国健康保険協会 福井支部	電話 27-8300
健康保険組合について	各事業所の健康保険組合	

## 高額医療・高額介護合算療養費制度

1年間における医療保険と介護保険の自己負担が著しく重くなった場合に、負担を軽減する制度です。

医療保険と介護保険の毎月の自己負担限度額を適用後に1年間の自己負担額を合計し、高額医療・高額介護合算療養費制度の限度額を超えた場合、限度額を超えた分があとから支給されます。合算対象期間は毎年8月1日から7月31日までの1年間です。

支給の申請方法は保険者により異なりますので、各保険者にお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

国民健康保険について	あわら市 市民課 保険年金グループ	電話 73-8015
後期高齢者医療保険について	福井県後期高齢者医療広域連合	電話 54-6330
	あわら市 市民課 保険年金グループ	電話 73-8015
協会けんぽについて	全国健康保険協会 福井支部	電話 27-8300
健康保険組合について	各事業所の健康保険組合	

# あわら市の医療制度・在宅医療

## 人工透析患者通院交通費助成事業

人工透析法による医療の給付を受ける必要がある腎臓の機能に障害を有する方が、医療機関への通院に要した交通費について、その一部を助成します。

### 対象者

あわら市に住所がある方で、腎臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けており、人工透析法の医療の給付を受けるために通院している方。

※生活保護法等、他の法令による通院交通費の給付を受けている方および、公的な納付金に滞納がある方（生活困窮者を除く）は対象外です。

### 助成内容

住居から人工透析を行っている医療機関までの通院距離×1kmあたり15円を支給します。ただし、次表のとおり一月あたりの助成額に上限があります。

1往復あたりの通院距離	15km未満	15km以上 30km未満	30km以上
自家用車	1,000円	2,000円	3,000円
自家用車以外	3,000円	4,000円	5,000円

### 申請方法

次表に定める申請月までに、あわら市福祉課に申請して下さい（事後申請）。

期別	助成対象期間	申請月
前期	4月～9月	9月
後期	10月～翌年3月	3月

### 申請に必要なもの

- ・人工透析患者通院交通費助成金交付申請書
- ・身体障害者手帳
- ・人工透析患者通院報告書
- ・振込先がわかるもの（預金通帳等）
- ・交通機関の領収書（自家用車以外の方のみ）

### 【お問い合わせ先】

あわら市福祉課 福祉総務グループ 電話73-8020

# あわら市の医療制度・在宅医療

## 訪問歯科診療

福井県歯科医師会では、通院が困難な人のための歯科往診サービスを提供しており、対象者はご自宅・施設・病院で歯科診療を受けられます。

### 対象者

通院が困難な人（寝たきりの高齢者、寝たきり状態の重度障害の人など）

### 内 容

- ・口腔ケア・口の悩みに関する相談
- ・専門的口腔ケア
- ・日常介護口腔ケアの指導
- ・訪問歯科診療

### 負担金

受診される人の加入している医療・保険（健康保険）などによる診療になります。  
※交通費等別途負担あり

### 申し込み

福井県歯科医師会のホームページ（<http://fda.or.jp/>）をご確認の上、お申し込みください。

### 【お問い合わせ先】

福井県歯科医師会 福井県在宅口腔ケア応援センター 電話 2 1 - 5 5 1 9

# あわら市の医療制度・在宅医療

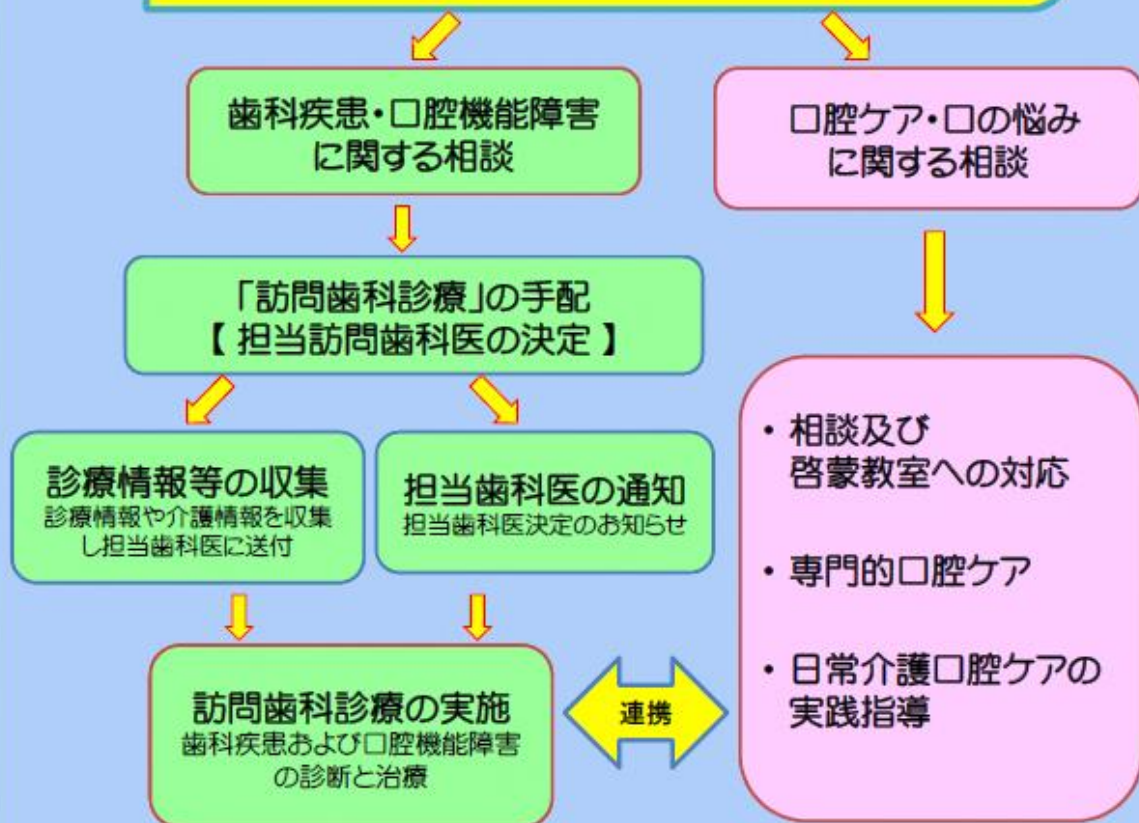
## 訪問歯科診療で 治療ができます



このような症状で要介護者がお困りなら  
**在宅口腔ケア応援センター**  
までお気軽にご相談ください

福井県在宅口腔ケア応援センター受付の流れ  
【電話・FAXによる受付】

TEL 0776-21-5519 ・ FAX 0776-27-5640



# あわら市の医療制度・在宅医療

## 坂井地区在宅ケアネット

「坂井地区在宅ケアネット」は、坂井地区医師会が発足した在宅医療コーディネータ事業であり、在宅医療を希望する地域住民に安心して医療が受けられるように、医療・保健・福祉サービス機関と連携をとりながら、ニーズに合わせた医療を提供します。

### 内容

主治医が副主治医（主治医不在のとき対応）、専門医（眼科・耳鼻科・皮膚科・歯科等）、薬剤師等と連携を取りながら支援します。

また、ケアマネジャー・訪問看護師等が必要に応じて介護のサポートをします。

以下のような場合、在宅での主治医をご相談の上紹介させていただきます。

#### （１）かかりつけ医のご紹介

- ・家で療養生活を送りたいが、かかりつけの医師がいない。
- ・退院後往診してもらえる医師を探したい。

#### （２）在宅療養を複数医師、様々な職種チームによるバックアップ

- ・急な時でも診てもらえるの？
- ・眼や歯の具合が悪くなったが専門の医師に往診してもらえるの？
- ・薬が複雑でわからない。指導はしてもらえるの？

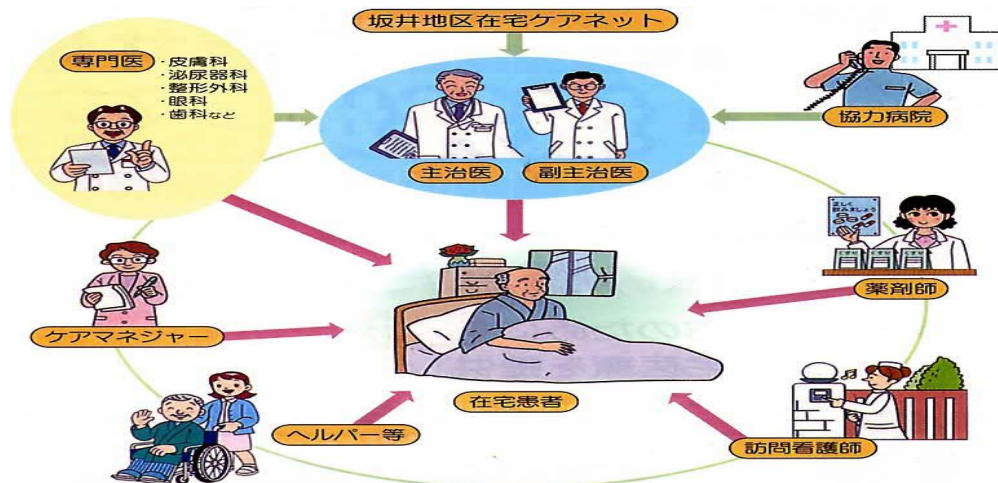
#### （３）在宅医療に関する相談窓口

- ・最近、家族の具合が悪い。
- ・どの医療機関へ行けばよいのかわからない。

### 【お問い合わせ先】

坂井地区在宅ケアネット 月曜日から金曜日 13時から17時

電話 73-5366 FAX 73-5363



# あわら市の医療制度・在宅医療

## 坂井地区医師会「安心連携カード」

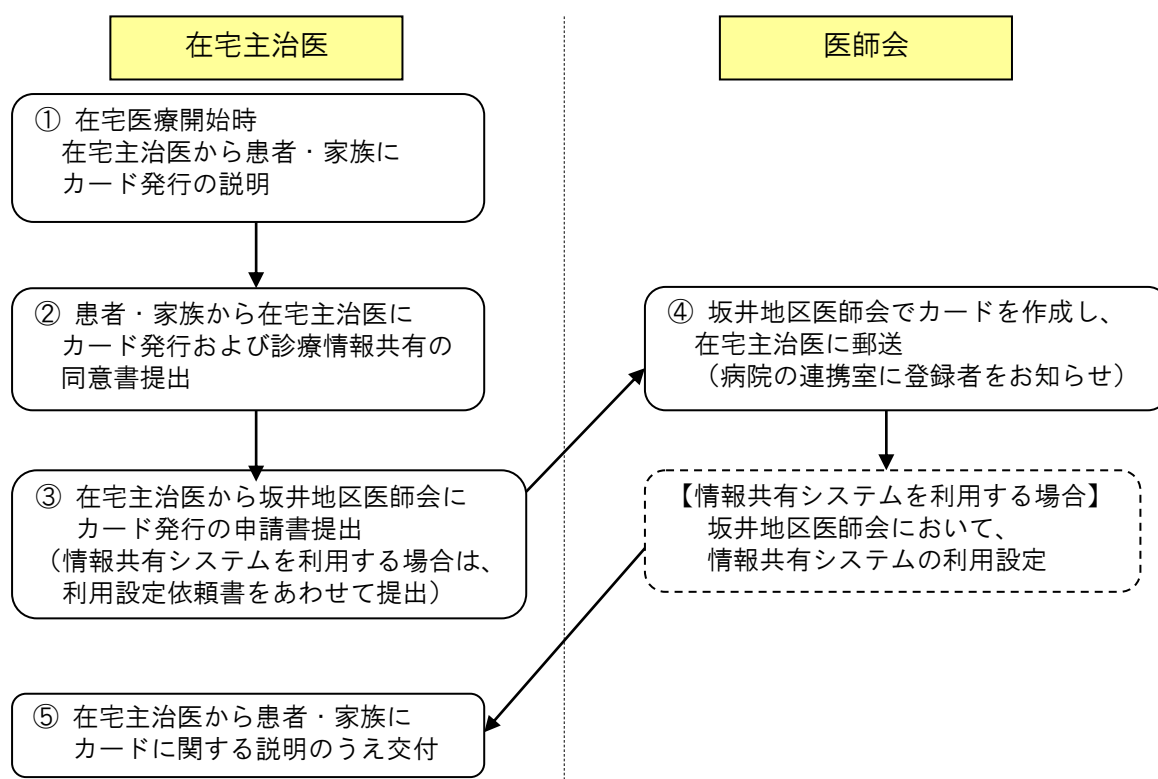
在宅でかかりつけ医の訪問診療を受けている方やこれから受ける方が、緊急時や病院での治療・処置が必要な時などに、患者・家族が坂井地区内の7つの病院のいずれに入院するかを意思表示し、確実に対応してもらうためのカードです。

在宅療養を継続することを希望する方に発行するもので、病院からの退院後も、病院主治医とかかりつけ医が連携を取り合うことで、安心して在宅療養が可能となります。

### ■坂井地区医師会と病診連携している病院

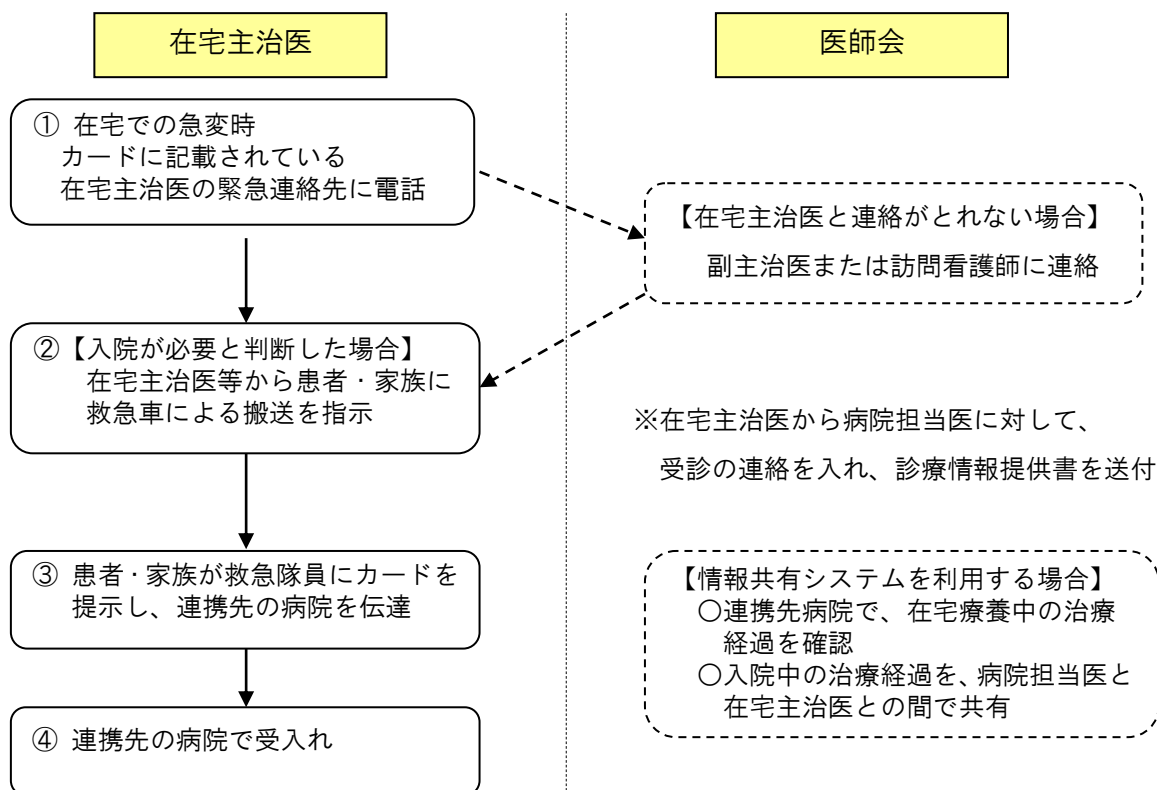
国立病院機構あわら病院	あわら市北潟 238-1	電話 7 9 - 1 2 1 1
木村病院	あわら市北金津 57-25	電話 7 3 - 3 3 2 3
加納病院	あわら市花乃杜一丁目 2-39	電話 7 3 - 1 0 0 1
坂井市立三国病院	坂井市三国町中央 1 丁目 2-34	電話 8 2 - 0 4 8 0
宮崎病院	坂井市三国町北本町 2 丁目 2-64	電話 8 2 - 1 0 0 2
藤田神経内科病院	坂井市丸岡町羽崎 31-12-1	電話 6 7 - 1 1 2 0
春江病院	坂井市春江町江留下屋敷 62-5	電話 5 1 - 0 0 2 9

### 発行手順（フロー図）



# あわら市の医療制度・在宅医療

## 運用手順（フロー図）



No. \_\_\_\_\_

### 安心連携カード

患者氏名： \_\_\_\_\_

生年月日：T・S・H \_\_\_\_\_ 性別：男・女 \_\_\_\_\_

情報共有システム利用： 有 ・ 無 \_\_\_\_\_

**連携病院名**

<input type="checkbox"/> 国立病院機構あわら病院	<input type="checkbox"/> 木村病院
<input type="checkbox"/> 坂井市立三国病院	<input type="checkbox"/> 加納病院
<input type="checkbox"/> 宮崎病院	<input type="checkbox"/> 春江病院
<input type="checkbox"/> 藤田神経内科病院	

(表面)

病院受診の際はこのカードを持参してください。

診療所名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

〈緊急時の連絡先〉

\_\_\_\_\_ 坂井地区医師会

(裏面)

### 【お問い合わせ先】

坂井地区在宅ケアネット 月曜日から金曜日 13時から17時  
 電話 73-5366 FAX 73-5363



# あわら市の医療制度・在宅医療

## 訪問看護ステーション

小児から高齢者まで年齢に関わりなく、病状や療養生活を専門家の目でアセスメントし、的確なケアとアドバイスで、病気や障害を持ちながらもその人らしい生活が送れるように支援します。訪問看護のご利用については、主治医（かかりつけ医）にご相談ください。

### あわら市の訪問看護ステーション

事業所名	住所	電話番号	備考
坂井地区医師会 訪問看護ステーション	〒910-4131 あわら市東善寺 5-27	73-5377	【営業時間】 月～金 9時～17時 【休業日】 土、日、祝日、8/15～16、12/30～1/3
訪問看護ステーション なるざりハビリサービス	〒910-4103 あわら市二面 2 丁目 302	77-2282	【営業時間】 月～金 8時30分～17時30分 【休業日】 土、日、祝日 年末年始(12/31～1/3)
あわら病院 訪問看護ステーション アイリス	〒910-4272 あわら市北潟 238-1	79-1212 (内線796)	【営業時間】 月～金 8時30分～17時 【休業日】 土、日、祝日、年末年始
加納病院 加納訪問サービス	〒919-0633 あわら市花乃杜一丁目 2-39	73-1001	営業時間については ご相談ください。

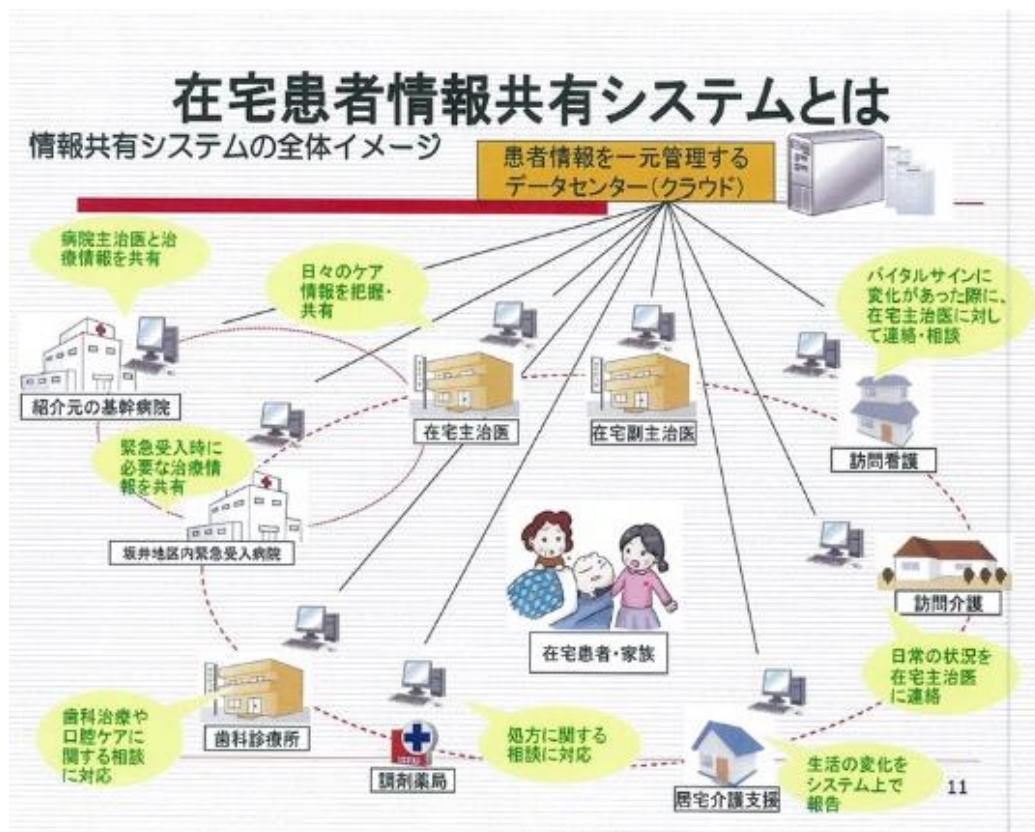


# あわら市の医療制度・在宅医療

## 在宅患者情報共有システム（カナミック「TRITRUS」）

坂井地区では、地域における在宅医療・介護に携わる多職種間の情報共有と連携を推進するためのツールとして、在宅患者情報共有システム（TRITRUS）を導入しました。

カナミック（TRITRUS）は、かかりつけ医やケアマネジャー、歯科医師、訪問看護師等の間において、患者に関する必要な情報を共有することができる（写真データも可）システムです。



### 利用にあたって

カナミック（TRITRUS）は、クラウドシステムであることから、インターネット環境が整ったパソコン、タブレット端末、スマートフォン等があればすぐに利用でき、新たにソフトを購入する等の初期投資は不要です。また、坂井地区広域連合が運営費用を負担しているため、参加機関は無料で使用することができます。（通信料は使用者負担となります。）

### 申請方法

介護支援専門員、医療機関や介護保険事業所等が初めてシステムを利用する場合、利用者登録及び新たに患者部屋を作成する場合には手続きが必要です。詳細については、坂井地区広域連合ホームページの『坂井地区在宅患者情報共有システム（TRITRUS）

（<http://www.kouiki.sakai.fukui.jp/kaigo/kanamikku/>）をご覧ください。

### 【お問い合わせ先】

坂井地区広域連合 電話 72-3305（代表）

# 税の控除

## 障害者控除

介護保険の要介護認定を受けている方は、障害者手帳の交付を受けていなくても、市が障害者控除対象者に認定することで、所得税法及び地方税法上の障害者控除の対象となります。この制度は、要介護認定を受けているだけで一律に認定されるわけではありません。申請に基づき個々の状態を審査し、該当するかを市が判定します。

認定された方には、「障害者控除対象者認定書」を交付しますので、確定申告等でご利用ください。

### 対象者

介護保険の要介護1から5までの認定を受け、その程度が障害者に準ずるとして市が認定した65歳以上の人は、障害者手帳などの交付を受けていなくても、障害者控除の対象となります。

ただし、要介護1以上の方でも障害者控除の対象とならない場合があります。詳しくは市健康長寿課までお問い合わせください。

### 申請からサービス利用までの流れ

認定証の交付を希望する場合は、確定申告をする前に、本人または親族が市健康長寿課までご相談ください。

- ①市健康長寿課に申請に来られる方のご印鑑をお持ちください。
- ②申請書に基づき認定の可否を決定します。
- ③認定された方には障害者控除対象者認定書をお渡しします。  
認定されなかった方には障害者控除対象者非該当通知書をお渡しします。
- ④確定申告の際にこの認定書を提示すれば、障害者控除を受けられます。

### 控除できる金額

対象該当者	金額
障害者	270,000円
特別障害者	400,000円

### 【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話73-8022

# 税の控除

## おむつに係る医療費控除

おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、毎年の確定申告の際に、寝たきり状態であること、及び治療上おむつの使用が必要であることについて、医師が発行したおむつ使用証明書が必要となります。

ただし、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である方については、医師が発行したおむつ使用証明書がなくても、市が発行する証明書にて、おむつ代について医療費控除を受けることが出来ます。対象となる方は、要介護認定を受けている方で一定の要件を満たした方のみです。詳しくは市健康長寿課までお問合せください。

### 【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 73-8022

おむつ使用証明書			
患者	住所		
	氏名	殿	性別 男・女
	生年月日	(明・大・昭・平)	年 月 日生
傷病名	によりおおむね6ヵ月以上にわたり寝たきり状態にある。又はあると認められる。		
治療状況	・入院(所)中 ・在宅で治療中		
必要期間	始期 (イ) 年 月 日から 又は (ロ) 年1月1日から 終期 (イ) 年 月 日まで 又は (ロ) 同年末まで (※ (イ) 又は (ロ) のいずれかを○で囲んでください。)		
上記の者は、頭書の傷病により、必要期間中の治療に際し、おむつの使用が必要であることを証明する。 年 月 日 医療機関名 _____ 所在地 _____ 医師氏名 _____ 印			
(注) 1 証明書は、当該患者に対して頭書の傷病により、継続して治療を行っている医師が記載すること。 (注) 2 「必要期間」とは、当該年において患者が上記の状態にあることが認められる期間とし、当該年の1月1日以前からおむつが必要であり、かつ、1年以上にわたってその必要性が認められる場合には、同欄の始期と終期のいずれにおいても (ロ) を○で囲むこと。なお、必要期間経過後において更に治療のためにおむつが必要と認められることとなった場合は、改めて証明書を発行すること。			
① この証明書は、おむつ代(紙おむつの購入料及び貸おむつの賃借料をいう。以下同じ。)について医療費控除を受けるために必要です。 ② 医療費控除を受けるためには、この証明書とおむつ代の領収書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示することが必要です。 ③ おむつ代の領収書は、患者の氏名及び成人用のおむつ代であることが明記されたものであることが必要です。			

# 税の控除

---

## その他の税金についての相談

住民税と所得税の控除、確定申告の医療費控除、給付金の非課税・掛け金の控除、住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置などについても控除の対象になる場合がありますので、ご相談ください。

### 【お問い合わせ先】

あわら市税務課 電話 73-8011

住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税について：73-8012

# 災害への備え

## 災害時要援護者支援制度

地域の中で災害時要援護者の情報等を共有し、災害時等の避難誘導、安否確認などに活用するとともに、普段からの見守り体制の構築など、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

### 対象者

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方で、身体障害、視覚障害、聴覚障害の程度が2級以上の方
  - (2) 療育手帳の交付を受けている方で、障害の程度がB1以上の方
  - (3) 要介護認定者で要介護3以上の方
  - (4) 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯
  - (5) 災害時要援護者対象者名簿への登録を希望する者であって、(1)から(4)に準ずる者として市長が認めた方
- ※ただし、在宅の方に限る。

### 事業内容

高齢者や障害者など災害発生時に自力で避難することが困難な方（災害時要援護者）を地域の力を借りて支援する仕組みです。

災害時に支援を希望する方からの登録申請を受け付け、個人情報共有の同意をいただいた上で登録台帳を作成し、自治会、民生委員、市社会福祉協議会、消防本部、警察署と情報共有します。

災害発生直後には、行政機能が麻痺することが予想されます。そこで、災害時要援護者に対する避難支援や救助等を近所や地域の方にお問い合わせするものです。

【災害時】登録された方に対して、安否確認、避難誘導等の支援を行います。

【平常時】台帳をもとに声かけ、見守り等を行い、災害に備えます。

※支援を行うのは、自治会や地域の自主防災組織、地域支援者としています。

### 登録方法

- ①登録申請書に必要事項をご記入のうえ、下記担当課へ提出してください。
- ②登録申請書は下記担当課にて配布しております。

### 【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課	高齢福祉グループ	電話 73-8022
福祉課	福祉総務グループ	電話 73-8020
総務課	防災安全対策室	電話 73-8040

# 災害への備え

## 在宅高齢者等除雪支援事業（屋根雪下ろし・住宅前除雪）

自力で除雪することが困難であると認められる高齢者や身体障害者で構成される世帯（以下「高齢者世帯等」）が第三者に依頼して行う除雪に係る費用の一部を助成することにより、高齢者世帯等が安心して生活ができるよう支援します。

### 対象者

#### ■住宅屋根雪下ろし事業

市民税非課税世帯で、次のいずれかに該当し、かつ、自力による屋根の雪下ろしが困難であると認められるものとします。ただし、別居の親族等により屋根の雪下ろしを行うことができる世帯及び生活保護世帯を除きます。

- ① 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- ② 身体障害者手帳3級以上の交付を受けている者のみで構成される世帯
- ③ 上記の①の高齢者及び②の障害者のみで構成される世帯
- ④ 上記の①の高齢者及び②の障害者並びに満18歳未満の者のみで構成される世帯
- ⑤ 上記の①～④に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める世帯

#### ■住宅前除雪事業

市民税非課税世帯で、上記の①～③までのいずれかに該当し、かつ、自力による除雪が困難であると認められるものとします。ただし、別居の親族等により住宅前の除雪を行うことができる世帯及び生活保護世帯を除きます。

### 内容

#### ■住宅屋根雪下ろし事業

高齢者世帯等の所在地における積雪がおおむね60センチメートル以上である場合に、高齢者世帯等が第三者に住宅の屋根の雪下ろしを依頼し、当該役務に対する対価が発生したときに、当該対価として要した費用の一部を助成します。

#### ■住宅前除雪事業

高齢者世帯等の所在地における積雪がおおむね30センチメートル以上である場合に、高齢者世帯等が第三者に住宅の玄関から道路までの除雪を依頼し、当該役務に対する対価が発生したときに、当該対価として要した費用の一部を助成します。

# 災害への備え

## 申請から利用までの流れ

- ①事業所等の第三者に、屋根雪下や住宅前除雪を依頼して料金を支払います。
- ②申請書ほか関係書類を提出します。

### ■必要書類

- ・高齢者世帯等除雪支援事業助成金交付申請書
- ・在宅の屋根雪下し、または住宅前の雪にかかる支払いが証明できる書類（領収書等）

- ③指定の口座に助成額が振込みされます。

## 助成額

### ■住宅屋根雪下ろし事業における助成額

住宅の屋根の雪下ろし費用の2分の1に相当する額（100円未満に端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）1世帯当たり7,000円／年を限度とします。

### ■住宅前除雪事業における助成額

住宅前の除雪に要した費用の2分の1に相当する額（100円未満に端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）1世帯当たり3,000円／年を限度とします。

※助成金の交付は、それぞれ年1回に限ります。

## 【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話73-8022





# あわら市の高齢者の見守り

## あわら市安心生活ネットワーク事業

高齢になると記憶力・判断力が低下し、道を間違えたり、自分の家がわからなくなったりすることがあります。

「あわら市安心生活ネットワーク事業」は、名前や特徴、写真などの情報を事前に登録しておくことで実際に行方不明になった時に、地域の支援を得て早期に発見するための事業です。

### 対象者

認知症高齢者、知的障害者等、一人歩きにより行方不明となるおそれがある方が対象です。

### サービス内容

対象者が行方不明となったとき、市へご連絡いただくと、事前に登録されている情報をもとに安心生活ネットワーク協力事業者へ搜索の協力を行います。

### 申請からサービス利用までの流れ

- ①あわら市役所健康長寿課、又は市ホームページに事前登録書がありますので、必要事項を記入し、裏面に写真を貼付の上、健康長寿課へご提出ください。
- ②後日、市健康長寿課から利用決定通知書を送付します。

### 自己負担額

無料



事業所用ステッカー



事業所の車両用ステッカー

# あわら市の高齢者の見守り

あわら市安心生活見守り活動 協力事業者一覧 (順不同) 令和6年4月1日現在

1	福井県民生活協同組合
2	福井県農業協同組合(JA福井県)
3	日本郵便株式会社(金津郵便局、丸岡郵便局、加賀郵便局)
4	みくにっ子見守り隊
5	中日新聞・日刊県民福井・毎日新聞・金津専売店
6	株式会社北陸近畿クボタ坂井営業所
7	障害者支援施設金津サンホーム
8	えちぜん鉄道株式会社
9	社会福祉法人あわら市社会福祉協議会金津雲雀ヶ丘寮
10	居宅介護支援事業所介護相談室こころ
11	社会福祉法人緑進会 芦原メロン苑・湯の町メロン苑
12	坂井地区医師会ケアセンター
13	株式会社福井銀行 金津支店
14	株式会社福井銀行 芦原支店
15	北陸電力株式会社 福井支店
16	株式会社ヤクルト北陸 福井本社
17	株式会社はまや
18	有限会社なるざ
19	第一生命保険株式会社
20	ヤマト運輸株式会社 福井主管支店
21	宅配クック123 坂井あわら店(有限会社堀江商店)
22	北陸東邦株式会社 福井営業所
23	三和薬品株式会社
24	有限会社阪田薬局
25	株式会社エーデン
26	丸岡土地開発株式会社
27	明祥株式会社 福井支店
28	株式会社アスピカ

## 【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話73-8022

# あわら市の高齢者の見守り

## あわら市見守りシール（どこシル伝言板）

あわら市見守りシール（どこシル伝言板）は、あわら市安心生活ネットワーク事業における行方不明者の捜索体制を強化するために導入されたシステムです。二次元バーコードの読み取りと、パソコンやスマートフォンからアクセスできる伝言板を利用することにより、個人情報を開示することなく、24時間捜索が可能です。

### 対象者

認知症等で行方不明となるおそれがある65歳以上の方が対象です。

### サービス内容

二次元バーコード付きのラベルシールを対象者の衣服や持ち物に貼り付けておくと、その二次元バーコードが読み取られた場合に、ご家族や市、警察へメールが送信されます。その後は、伝言板上でやりとりをするため「発見→保護→ご家族への引渡し」まで、個人情報を開示することなく安心、安全、迅速に行うことができます。

### 申請からサービス利用までの流れ

- ①「安心生活ネットワーク事業事前登録書」を提出する際に「情報提供について同意するもの」欄の「どこシル伝言板」にチェックを入れて下さい。
- ②後日、健康長寿課から利用決定通知書と共にラベルシール（耐洗シール：40枚、蓄光シール：10枚）と説明書を送付します。
- ③お手元に届いた時点からどこシル伝言板を利用できます。ラベルシールを衣服や持ち物等に張り付けて下さい。二次元バーコードの読み取り時や伝言板への書き込みがあった際は、事前登録の際に指定したアドレスにメールが送信されます。

### 自己負担額

無料（ラベルシールを追加で購入する場合は3,900円(税別)/50枚の自己負担あり）

### 【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話73-8022



# あわら市の高齢者の見守り

## どこシル伝言板<sup>®</sup>とは？

衣服や持ち物等に貼ったQRコードを読み取ると、インターネット上の伝言板が表示されます。QRコードの読み取り時や伝言板への書き込みがあった際など、保護者へ瞬時にメールが送信されます。伝言板のやりとりでは個人情報を開示することなく“発見～保護～ご家族への引渡し”まで安心、安全、迅速に行えます。



## どこシル伝言板<sup>®</sup> 効果的な貼付例

### 耐洗ラベル(アイロンで貼り付けられるもの)



### 蓄光シール(アイロン不可のもの)



# あわら市の高齢者の見守り

シールを身につけた方を見かけたら…



救急搬送時に有効な右上腕部への貼付

何かお困りの方かもしれません



スマートフォンを持っていない場合やQRコードの読み取りがうまくいかない場合などはシールに記載されている登録番号を警察やあわら市にお伝えください



警察やあわら市までご連絡いただけるだけで助かります

スマートフォンを持っている場合QRコードを読み取ってください



ご家族に自動で通知されます

ご家族と伝言板でやりとりができます